

笛吹市東部長寿包括支援センター
業務委託仕様書

令和5年8月

笛吹市保健福祉部長寿支援課

笛吹市地域包括支援センター（東部）業務委託仕様書

1 業務名

笛吹市東部長寿地域包括支援センター運営業務

2 目的

本仕様書は、介護保険法（以下「法」という。）等の関連法令及び笛吹市地域包括支援センター業務委託法人募集要項に定めるもののほか、笛吹市地域包括支援センターの運営業務の委託に関して必要な事項を定める。

3 地域包括支援センター業務委託の担当地域

本業務を行うセンターの担当地域は、次のとおりとする。

圏域	担当地域
東部	御坂町・一宮町

4 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

5 運営体制

地域包括支援センターの運営体制については、次の点に留意し業務を行うこととする。

- (1) 専門3職種（P8 11. 人員の配置の(ア)～(ウ)の資格を有する専従職員をいう。以下同じ。）をはじめとする職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有し、連携及び協力して業務を実施すること。
- (2) 年間計画に基づいて評価を行い、年間活動計画や業務内容・改善内容について職員間で共有し、適宜進捗管理を行うこと。
- (3) 対応事例等について、職員が相互に報告しケース会議等で情報共有を行い、地域包括支援センター全体として対応を図ること。
- (4) 緊急対応等必要に応じて市職員とケース支援を行うなど、行政との連携を図りながら業務にあたること。
- (5) 研修等への参加など職員の資質向上に努めるとともに、職種に関わらず相互に連携・協働しながらチームアプローチによる運営を図ること。

- (6) 地域包括支援センターに寄せられた苦情等については、その内容や対応方法について記録を残し市に報告すること。
- (7) 個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し 厳重に取り扱うこと。また、その保護に遺漏の無いよう十分に留意すること。
- (8) 休日及び夜間対応については、市や関連機関等との連絡体制を協議の上、緊急時に対応できる体制を整備すること。
- (9) 圏域を超えた業務については、他圏域の地域包括支援センター及び長寿支援課地域包括担当と連携を図りながら実施すること。

6 業務内容

業務の実施については、指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントの一部を除き第三者に再委託することはできない。

国から示された「地域包括支援センター運営マニュアル」及びその他関連通知、又は通達に従い実施すること。また、関係法令等の改正又は介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い変更する場合がある。

業務内容は、次の（１）から（５）に掲げるものとする。

（１） 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント業務（第１号介護予防支援事業）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

第１号介護予防事業と指定介護予防支援事業は制度としては別であるが、その実施に当たっては共通の考え方にに基づき一体的に実施すること。

② 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、様々な機会を活用し、地域包括支援センターを周知していくこと。また、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。また、必要に応じて継続的にフォローを行うこととする。

なお、高齢者からの相談に関連して、本業務の対象としない障害者、母子、児童又は生活保護等の福祉に関する相談があった場合、市役所関係部署等と連携・協力して対応することとする。

(ア) 総合相談業務

a 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断すること。また、相談内容に応じて、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローを行うこと。

b 継続的・専門的な相談支援

現在の地域包括支援センターが継続的に関わっている見守りが必要な高齢者について、十分な引継ぎを受けること。また、前任者ととも高齢者への挨拶を行い、引継ぎを受けたことについて周知すること。

継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、高齢者への訪問や、関わる様々な関係者からより詳細な情報収集を行い、課題を明確にし、個別の支援計画を策定すること。この支援計画に基づき適切なサービスや制度につなぐとともに、期待された効果の有無を確認すること。

(イ) 実態把握業務

総合相談支援業務を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用するほか様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行うこと。また、圏域内の地域特性を把握し、地域包括支援センター内で情報を共有すること。

(ウ) 地域におけるネットワーク構築業務

民生児童委員協議会等の地域の関係機関の会議等へ参加し、関係機関への挨拶等を行い、引継ぎを受けたことについて関係機関へ周知すること。

効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークを構築していること。

③ 権利擁護業務

日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳のある生活の維持を図ること。

(ア) 成年後見制度の活用と普及

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行うこと。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行えない特段の理由がある場合で成年後見制度の利用が必要と認められる場合、

速やかに市の担当部署に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てに繋げる
こと。

また、成年後見制度を幅広く普及させるための広報啓発を地域住民や関係
機関等へ実施すること。

(イ) 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関す
る支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）等に基づき、速やかに
該当高齢者を訪問して状況を確認する等、市と連携し事例に即した適切な対
応をとること。対応にあたっては、「笛吹市高齢者虐待防止対応マニュアル」
を参照し、適切な支援を行うこと。

(ウ) 消費者被害の防止

訪問、電話などによる相談から消費者被害防止のための支援が必要な高齢者
に、速やかに対応すること。また消費者被害を未然に防ぐため、消費生活セン
ター等必要な関係機関との情報交換を行うこと。

更に、民生委員、介護支援専門員、介護サービス事業者などに情報提供を行
い、関係機関と連携して早期発見と防止に努める等、消費者被害の防止のため
に必要な支援を行うこと。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状
況や変化に応じて、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携により、包
括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要である。

地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援を
行うこと。

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築業務

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医
療機関を含めた関係機関への挨拶などを行い、引継ぎを受けたことについて
周知すること。

また、各関係機関と連携体制を構築し、介護支援専門員が地域における健康
のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等の介護保険サー
ビス以外の社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備すること。

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用業務

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介
護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネ
ットワークを構築し、その活用を図る。また地域の主任介護支援専門員と協働
した地域の課題解決の取り組み（地域ケア会議への課題提供等）につなげられ
るように働きかけを行うこと。

(ウ) 介護支援専門員に対する日常的個別相談業務

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して、介護支援専門員に対して、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、専門的な見地からの相談支援を行い、介護支援専門員自身がより良い判断に到達できるようサポートすること。

また、日ごろから介護支援専門員が相談しやすい環境整備や信頼関係づくり、情報発信に努めるとともに、個別相談支援を通じて、地域の介護支援専門員が抱える課題の把握に努めること。

(エ) 支援困難事例等への助言・相談業務

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、センター内の各専門職や地域関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な支援方法を検討し助言を行うこと。

また、必要に応じてケース会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行うこと

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効率的に実施するため、介護保険サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができる共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築すること。

在宅医療連携推進については、市が行う多世代包括ケアクラウド情報システムなどを活用し、ネットワークを構築すること。

(3) 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて適切な支援につなげていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの検討の課題分析を蓄積し、地域課題を発見し地域に必要な資源開発や地域づくりを行うこと。

個別支援型地域ケア会議は、できる限り多くの介護支援専門員の資質の向上の場になるように設置することが必要であり年3回以上は開催すること。

自立支援型地域ケア会議は、介護支援専門員が自立支援に資するケアプランを作成するスキルを向上させることができるよう、年間3回以上開催すること。また、市が行う地域ケア推進会議等を活用し、地域課題の共有やネットワーク構築、社会資源の開発につなげるよう努めること。

(4) 指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント

介護予防における予防給付の対象者となる要支援者及び総合事業対象者が介護予防サービス等を受けることができるように、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画等を作成し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるように、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。

① 指定介護予防支援事業者届出

開設までに、指定介護予防支援事業者の申請を行い、市の指定を受けること。名称は、包括支援センターと同じ名称を使用すること。

② 指定居宅介護支援事業所への委託

介護予防サービス計画の常勤職員の担当数は、他の業務に差し支えない範囲で目安を決め、指定居宅介護支援事業所に委託することもできることとする。

事前に指定居宅介護支援事業者との間で業務委託契約を締結しておくこと。委託に当たっては、正当な理由がなく特定の指定居宅介護支援事業所に偏ることがないように、公平、中立性の確保に努めること。

委託を行った場合も、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適当に作成されているか、内容の妥当性について確認を行うこと。また、評価を行った場合にも、当該評価内容について確認を行い、当該評価を踏まえて今後の介護予防支援の方針を決定すること。

③ 国民健康保険団体連合会への伝送準備

作成した介護予防サービス計画（委託した指定居宅介護支援事業者が作成したものを含む）に基づき、被保険者に提供された介護予防サービスについて毎月末までの利用実績を翌日 10 日までに地域包括支援センター支援システムに入力し、内容の確認を行うこと。

(5) 任意事業及びその他の業務

- ・市の見守りサービス利用希望者等の相談及び手続き支援
- ・認知症サポーター養成講座
- ・その他、介護保険制度改正等により、実施すべき業務内容に変化が生じた場合には別途協議し行うものとする。

7 事業計画の策定・報告等

地域包括支援センターの各事業について、市の定める様式により翌月締め切り日までに報告をあげること。年間計画及び実績報告については、評価事業と連動させ作成し指定した期日までに提出すること。

8 会議への出席

(1) 地域包括支援センター運営協議会 年2~3回程度

地域包括支援センターの運営にあたっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、その方針について地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」）の議を経ることとなる。そのため、地域包括支援センター職員が出席し説明を行うこと。

(2) 定例会議

毎月1回開催する各センター代表者による会議、職種別会議などに出席すること。

(3) 笛吹市介護保険事業者連絡会

市内介護保険事業者との情報共有や研鑽につとめること。

(4) その他必要に応じて開催される会議へ出席すること。

9 業務に要するシステム及び機器の使用、貸与

(1) 業務履行のために必要な市との連携に必要なシステム及び端末機器は、市が用意し貸与する。

(2) 貸与された端末機について、業務以外に使用しないこと。

10 業務時間

(1) 業務日

月曜日から金曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

(2) 窓口開設時間

午前8時30分から午後5時15分

(3) 緊急時の対応

緊急対応に備え、24時間連絡が可能な体制を確保する。

なお、緊急時の連絡体制については、運営本体施設等との連携による対応としても差し支えない。

11 人員の配置

(1) 職員体制

職員の体制は、「笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に従って配置する。(ア)(イ)(ウ)の資格を有する専従の職員を各1名以上配置すること。

(ア) 保健師又はこれに準ずる者

これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等の経験のある看護師をいい、経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

(イ) 社会福祉士又はこれに準ずる者

これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するものとする。

(ウ) 主任介護支援専門員

なお、管理者は上記(ア)(イ)(ウ)のいずれかの職員と兼務することができる。

専門3職種職以外の職員（事務職員、介護支援専門員など）を配置することは、受託者が地域の実情に応じて決定する。

また、管理者以外の職員体制について採用した職員のほか、出向（他の組織を出向により受け入れる）、労働者派遣（労働者派遣法に基づき、人材派遣会社から労働者の派遣を受け入れる）により配置することができる。

(2) 欠員時の対応

職員について、退職、休職その他の事情によって欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を配置すること。

12 職員研修及び引継ぎ

受託（予定）者は、令和6年度以降に配属予定の職員が、長寿支援課及び南部長寿包括支援センターより、研修及び業務の引継ぎを受けることができるよう配慮する。

圏域	研修及び引継ぎ期間
東部	約3か月間

13 設置場所

設置場所は、以下のとおりとする。

圏域	場 所
東部	笛吹市役所 一宮支所内 笛吹市一宮町末木 807 番地 6

14 運営財源等

(1) 包括的支援事業等にかかる委託料

令和6年度の委託料は、次のとおりとする。（高齢者人口の大幅な増加等の社会経済状況の著しい変動が生じた場合は、笛吹市と受託者の協議により委託料を見直す場合がある。）

圏域	専門3職種数	年間委託料（見込み）
東部	4人	30,790千円

委託料は、当該地域包括支援センター運営に係る経費（人件費、報償費、通信運搬費、消耗品費、保険料等）を含むものとする。

収支報告書により金額を確定する。

(2) 市と受注者の主な経費区分について

ア 車両について

業務に必要な車両及び、その経費は受注者が負担する。

なお、委託料を算出するにあたりリース料で積算したが、受注者が所有する車両を利用するとしてもよい。

イ 業務に要するシステム及び機器について

次の機器等は市が負担する。

市との連携のネットワーク系パソコン1台

業務用として専門職人数分のパソコン3台

モノクロプリンター1台

固定電話機3台程度

上記機器及びシステム保守業務は市が行う。

ウ 需用費について

ガソリン、印刷製本費の他、想定される消耗品一式は受注者が負担する。

エ 役務費

損害賠償保険料、電話代、その他通信運搬に要する経費は受注者が負担する。

また、各法人が個別に使用するインターネット回線の設置及び、その利用料については受注者が負担する。

オ 光熱水費

業務場所で発生する光熱水費は市が負担する。

カ 業務場所に対する使用料

業務場所に対する使用料は免除とする。

- (3) 指定介護予防支援事業にかかる介護予防サービス計画費（介護報酬）は、地域包括支援センターを受託する法人の報酬とする。指定介護予防支援等業務の一部業務委託を行う場合は、当該地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこととする。
- (4) 令和5年度中の引継ぎ及び研修等にかかる経費のうち、市が必要と認めるものについては、予算の範囲内で市が負担する。

15 委託料の請求・支払い

地域包括支援センター業務委託契約書に従い、包括的支援業務の実施に係る委託料の請求書を年度四半期ごと業務履行後に委託料の請求書を提出すること。

市は、適正なる請求書の受理後30日以内に委託料を支払うものとする。

介護予防ケアマネジメント委託料は、笛吹市介護予防・生活支援サービス事業の実施に関する要綱に基づき別に市から支払うものとする。

16 留意事項

- (1) 秘密の保持・個人情報の取り扱い
- 地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うことになるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- ① 地域包括支援センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。
- ② 地域包括支援センターの業務に従事している者、又は従事していたものは、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。
- (2) 損害賠償

想定される業務の事故に対して、損害賠償保険に加入すること。

(3) 苦情の対応

苦情等の対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。
また、必要な場合はすみやかに市に報告すること。

(4) 中立業務

利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類の偏ることがないように、
又は特定の介護予防サービス事業者等による介護予防サービス等を利用するよう
利用者等を誘導し、若しくは指示することなどにより、特定の介護予防サービス事
業者等を有利に扱うことがないように公正中立を確保すること。

17 協議事項

この仕様書に定めない事項については、法等の関係法令に従い、両者の協議により定め
る。